

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	検察審査員候補者予定者名簿調製支援プログラムシステムの導入について
--------	-----------------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

（担当部課： 地域文化部戸籍住民課）
担当者 水 谷 内線（3 1 7 1）

事業の概要

事業名	検察審査員候補者予定者名簿調製支援プログラムシステムの導入
担当課	地域文化部戸籍住民課
目的	検察審査員候補者予定者名簿の作成
対象者	選挙人名簿登録者
事業内容	<p>1 検察審査会事務の変更に伴う候補者予定者名簿調製支援プログラムシステムの導入</p> <p>従来、選挙管理委員会において、選挙人名簿から「くじ」により検察審査員候補者予定者を選定し、次に欠格事由等の調査を行い、最後に欠格事由等反映した名簿から「くじ」により検察審査員候補者を選定し、その名簿を検察審査会に送付していた。検察審査会法及び検察審査会法施行令が改正され、平成 20 年 7 月 15 日以降は、選挙人名簿から「くじ」により検察審査員候補者予定者を選定し、その名簿を検察審査会に送付することとなった。検察審査員候補者予定者名簿の調製には、裁判員制度において用いられる裁判員候補者予定者名簿調製支援プログラムシステム（最高裁が無償で提供）を用いることができるとされているため、同システムにより検察審査員候補者予定者名簿の調製を行うものとする。</p> <p>2 予定者名簿調製に使用する主な機能は次のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 住基ネット用文字コードから名簿調製支援プログラム用文字コードへの変換 ② くじによる検察審査員候補者予定者の選定 ③ 予定者名簿の調製 <p>3 その他(予定者名簿送付及び本籍照会への回答方法について)</p> <p>改正後の検察審査会法施行令(第 8 条の 3)において、検察審査会事務局長が区市町村に対して検察審査員候補者の本籍の照会を行うときは、区市町村は、選挙管理委員会が検察審査会事務局に送付する予定者名簿に付して本籍を回答することとされた。この場合における処理は、次のとおり行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①選挙管理委員会が電子媒体(CD-R(光ディスク)又はMO(光磁気ディスク))を予定者に記録した予定者名簿を戸籍住民課に送付する。 ②戸籍住民課は、名簿調製支援プログラムを用いて、予定者名簿に本籍を付し、暗号化して検察審査会事務局の指定する媒体に記録し、選挙管理委員会に送付する。 ③選挙管理委員会は、上記②で作成した媒体を検察審査会事務局に送付する。

件名 検察審査員候補者予定者名簿調製支援プログラムシステムの導入について

て

保有課(担当課)	地域文化部戸籍住民課
登録業務の名称	検察審査会
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どのコンピュータに記録されるのか)	<p>1 個人の範囲 選挙人名簿登録者</p> <p>2 記録項目 個人識別ID、氏名、生年月日、住所(郵便番号を含む。)、本籍地</p> <p>3 記録するコンピュータ 名簿調製支援プログラムを使用するコンピュータ内には情報項目を記録せず、CD-R等に記録する。CD-R等は施錠されたキャビネット等に保管する。 名簿調製支援プログラムを使用するコンピュータは、選挙管理委員会事務室内で管理し、他のコンピュータとの結合はしない。</p>
新規開発・追加・変更の理由	予定者名簿を正確かつ迅速に調製するために、名簿調製支援プログラムを導入する。
新規開発・追加・変更の内容	最高裁判所の開発した名簿調製支援プログラムを導入する。 主な機能は「事業の概要」の事業内容に記載したとおり
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	
新規開発・追加・変更の時期	平成20年9月 又は 10月